

やまなし陸上養殖協議会設置要領

1 目的

湧水や温泉水、工業生産等の廃熱などを活用して海水魚等の養殖を行うと共に、観光事業者と連携し養殖魚を活用した新たな地域特産品づくりを目指すことを目的として、やまなし陸上養殖協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 事業概要

実需者ニーズの把握と需要の確保を図るため、陸上養殖を始めようとする幅広い事業者に参加いただくとともに、実需者であるホテルやレストラン、食品加工業の方々にも参加いただき、協議会を設置する。

この協議会において、陸上養殖に関する知識の習得を図るとともに、生産規模や経営シミュレーションなどを行う。また、生産・加工・需要の各業者間のマッチングを進めていく。

秋頃までに、養殖事業者と実需者、流通加工業者によるグループ（以下「特産品開発グループ」という。）を設立することを目指す。

3 事業内容

目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 協議会開催
- ② 先進地視察
- ③ 特産品開発グループの設立
- ④ 経営シミュレーション作成
- ⑤ その他、目的達成の為に必要な事業

4 会員

協議会の会員は、陸上養殖に興味のある次の事業者等が、協議会の目的に賛同して入会するものとする。募集は、別途定める募集要項によるものとする。

- ①山梨県内において、陸上養殖を始めたいと考えている者
- ②山梨県内において、食品加工業、食品卸売業を営む者又は営もうと考えている者
- ③山梨県内において、ホテル、旅館、レストラン、割烹等飲食店を営む者又は営もうと考えている者
- ④その他、協議会の目的達成に資すると認められる者

5 入・退会

協議会への入会は、別紙様式の届出により行う。退会は口頭により行う。
なお、入退会は随時受け付ける。

6 会費

会費は、徴収しない。なお、協議会の運営は予算の範囲内で行うものとする。

7 協議会の運営

- ①協議会は、県花き農水産課長が招集し、開催する。
- ②協議会の座長は、県花き農水産課長をもって充てる。
- ③座長は、協議会を主宰する。

8 幹事会

協議会の検討課題を調査、分析するために幹事会を置き、幹事は別表に掲げる幹事をもって構成し、幹事会の座長は花き農水産課課長補佐があたる。

9 事務局

協議会、幹事会の事務局は、県花き農水産課内に置く。

付則

この要項は、平成27年 8月 4日より施行する。

この要項は、平成29年 7月 7日より施行する。

この要項は、平成30年 6月 1日より施行する。

やまなし陸上養殖協議会 幹事会名簿

(別表)

| 所 属 | 役職 | 備 考 |
|------------|-------|----------------|
| 農政総務課 | 課長補佐 | 農政企画担当 |
| 果樹・6次産業振興課 | リーダー | 野菜・6次産業化担当 |
| 販売・輸出支援室 | リーダー | ブランド化・国内販売支援担当 |
| 担い手・農地対策室 | リーダー | 担い手支援担当 |
| 水産技術センター | 主任研究員 | |
| 観光部 | 主 幹 | |
| 観光プロモーション課 | 主 査 | やまなしブランド推進担当 |
| 観光プロモーション課 | リーダー | 誘客促進担当 |
| 産業政策課 | 課長補佐 | 企画・団体担当 |

【事務局】

| | |
|--------|----------|
| 花き農水産課 | 課 長 |
| | 課長補佐 |
| | 水産担当課長補佐 |
| | 水産担当 |

【事務局補助】

| | |
|--------|-----|
| シンクタンク | 研究員 |
|--------|-----|

(別紙1)

■ ■ 「やまなし陸上養殖協議会」入会届 ■ ■

平成 年 月 日

(法人・団体の方)

| | | | |
|----------|----|--------|--|
| 事業所名 | | 業種 | |
| 所在地 | | | |
| TEL | | E-mail | |
| 協議会ご参加の方 | 役職 | お名前 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(個人の方)

| | | | |
|--------|--|--------|--|
| 氏名 | | | |
| 屋号(店名) | | 業種 | |
| 所在地 | | | |
| TEL | | E-mail | |